

# 成年後見制度等 権利擁護支援活用検討フローチャート

支援者に各種相談 ⇒ アセスメント ⇒ 生活上の課題整理

契約行為・財産管理等に  
課題あり

虐待の可能性あり

契約行為・財産管理等に  
課題なし

市担当課へ

権利擁護に関する制度の活用  
必要有り 必要無し

他の支援や  
制度を検討

## ① 成年後見制度・あすてらすの活用を検討

- ・成年後見制度等権利擁護支援活用検討チェックシート(P6~7)
- ・手引き使用時の留意事項(P8)

□に✓がある場合

○のみに✓があり、あすてらすで課題  
解決が可能と考えられる場合

## ② 成年後見制度の利用・申立ての 必要性について検討

関係機関で会議を開催し必要性を判断

あすてらすの利用検討

宇都宮市成年後見支援センターのサポート  
必要無し 必要有り

## ③-1

### 申立支援

申立支援が必要な場合は、  
地域包括支援センター・障がい  
者生活支援センターが支援  
必要に応じて、センターが  
バックアップし、連携して支援  
(希望があれば、弁護士や  
司法書士へ書類作成委任を  
検討する)

## ③-2

### 宇都宮市成年後見支援センターへ相談

- ・成年後見制度等権利擁護支援にかかる調査票(P9~11)
- (相談シート・チェックシート・※本人情報シートをセンターへ提出)
- 本人の判断能力、日常生活、経済状況等を把握し、  
支援者間で情報を共有 ※家庭裁判所書式

## ④

### ケース検討定例会議(I)

センター主催で専門職を含む関係者を集め、  
会議を開催し制度利用の必要性を判断

・あすてらす  
の利用検討

・他の支援や  
制度を検討

memo


  
**⑤ 申立人の検討****(1) 本人申立て**

- 本人が
- 申立を行う能力がある
  - 申立の必要性が理解できる
  - 申立の意思がある
  - 申立手続きを進めることができる

**(2) 親族申立て**

- 四親等内の親族が
- いることがわかっている
  - 本人の状況を把握することができる
  - 申立の必要性が理解できる
  - 申立の意思がある
  - 申立手続きを進めることができる

**(3) 市長申立て**

- (1)の本人申立ができない
- (2)の親族申立ができない

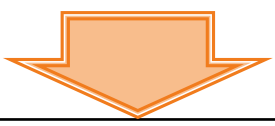

上記いづれも✓の場合は市長申立てへ

- 認知症高齢者の方  
⇒ 高齢福祉課
- 知的障がい者の方  
⇒ 障がい福祉課
- 精神障がい者の方  
⇒ 保健所保健予防課

※緊急を要する場合センターへの相談の後にケース検討定例会議を通さず直接市長申立てをすることがあります。

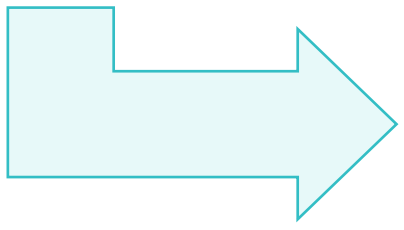

  
**⑥ ケース検討定例会議(2)**

本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な成年後見人等候補者を検討

  
**⑦ 後見等開始の審判申立て(家庭裁判所へ)**

調査・審問・鑑定 ⇒ 審判 ⇒ 審判の確定・登記

希望に応じて

  
**⑧ 成年後見人等を含めたチーム支援会議**  


memo